

給料から差し引かれた社会保険料はすでに控除の対象となっていますので、ここに記載する必要はありません。

国民年金保険料と国民年金基金の掛け金については、証明書類の添付が必要です。

社会 保 険 料 控 除	社 会 保 険 の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人		あ な た が 本 年 中 に 支 払 っ た 保 険 料 の 金 額
			氏 名	あ な た ど の 続 柄	
	国民健康保険	市	鈴木 太郎	本人	100,000 円
			合計（控除額）		100,000 円

本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合は、その全額が控除の対象となります。

例) 息子の国民年金保険料

配偶者の後期高齢者医療制度の保険料

母の介護保険料 など